抗議行動の趣旨・呼びかけ　　2024/1/19

市民有志（文案　豊島耕一）

私たち市民有志（仮称：九条実施アクション・佐賀）は、違法なオスプレイ基地建設を止めるための「私人による法の執行」として、工事現場への車両等の出入りを阻止する行動を実施します。

このような行為は道路交通法に抵触する可能性がありますが、その違法性よりもより重大な違法行為を制止するためのやむをえない行動であり、違法性が阻却されるものと考えます。

この工事を憂慮される皆様には、県の内外を問わず、また阻止行動以外の現場の見守り・応援なども含め、多くの方々の参加を呼びかけます。

理由

屋久島沖での米軍オスプレイ墜落事故とそれによる飛行の全面停止で、繰り返された「オスプレイは安全」という防衛省の説明が虚偽であり、また、防衛省からの安全性に関する説明に不合理な点はないとした山口祥義知事の発言（2018 年 8 月 8 日の定例記者会見）の根拠も崩れました。したがって当然、防衛省は基地建設を中止すべきであり、知事も佐賀市長も、オスプレイ受け入れ・基地建設容認を撤回すべきです。

安全性の問題とは別に、６月１２日に着手した佐賀空港西側の隣接地での駐屯地工事は、工事の対象となる土地の地権者全員の同意を得ておらず、違法なものです。実際、複数の地権者が工事の差し止めを求めて裁判を起こしています。

工事の違法性はそれだけではありません。国の最も重要な法規である憲法９条に明白に違反します。駐屯地の主な使用目的として配備が予定されるオスプレイは、2017 年 4 月の地権者説明会で配布された防衛省のパンフレット「陸上自衛隊の佐賀空港利用について」によれば、「島嶼防衛や奪回」を目的に新設される「水陸機動団」を「島嶼部に迅速に投入する」ためとされています[1]。つまり、あからさまに隣国との軍事衝突＝戦争の準備のためであると述べているのです。さらにその行動半径も、2014 年に住民説明会などで使った資料[2]にある図では、１回の空中給油で行動半径が 1,100 キロにも及ぶとされ、朝鮮半島全域と中国大陸の東部もその範囲に入ります。このような能力と目的を持つ行為が「戦争の放棄」を定めた憲法９条に違反することは明らかです。

このような違法行為は、それがたとえ国などの行政によるものであっても、「法の支配」の原則からして許されるものではなく、当然警察は取り締まりの対象とすべきで

す。そのため私たちは１月９日に、佐賀県公安委員会に対して、警察法第七十九条一項に基づき、苦情の申し出を実施しました。

残念ながら、県警は半年以上にわたってこの違法行為を放置しており、今後も取り締まりをする様子が見えません。そこでやむを得ず私たち市民有志が、「私人による法の執行」として、この工事を少しでも止める行動を取らざるを得ないと判断しました。
日々、ダンプ１台ごとに一体いくらの税金がドブに捨てられているのでしょうか。これを見るに耐えないと感じている市民の方も少なくないと思います。一般の方々も、別紙の「非暴力と安全の誓約書」に署名していただいて、この行動に参加されることを呼びかけます。また、阻止行動には加わらずに周囲で見守る、あるいは写真・動画などで記録する「ギャラリー」も多数必要です。この場合は誓約書への署名は不要です。

行動原則

私たちの行動原則は「非暴力と安全」です。阻止行動では、現場での作業員や警備の方々、あるいは警察の方々との対立や緊張も予想されるため、それが決して暴力的な事態に至らないように、また事故などで私たちも含め関係者が怪我をしないように、最大限の配慮を行います。そのため私たちは、身体的暴力はもちろん、暴言や声を荒げるなどの言葉の暴力を否定することも含め、完全な非暴力で臨みます。

裁判との関係について

「住民の会」の有志の方々が工事の差し止めを求める裁判を起こしています。また私たちの多くがこれを支援する「市民の会」のメンバーでもあり、これを全面的に支援しています。しかし仮処分の裁判でさえ時間がかかり、その間も工事が進み税金が浪費されています。少しでも工事を遅らせられれば反対の県民世論を勇気づけ、また真っ当な判決が書けるよう裁判官の心も後押しすることにもなると思います。そのように、裁判への応援にもなることを期待しています。

以上

注

[1] 防衛省、「陸上自衛隊の佐賀空港利用について」、2017 年 4 月。3 ページの図。
https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/topics/168sagatikensyasetumei/siryou.pdf

[2] 防衛省・自衛隊、「陸上自衛隊ティルト・ローター機等の佐賀空港への配備について」、2014 年 9 月。5 ページの図。

[2] 防衛省・自衛隊、「陸上自衛隊ティルト・ローター機等の佐賀空港への配備について」、2014 年 9 月。5 ページの図。

[1]

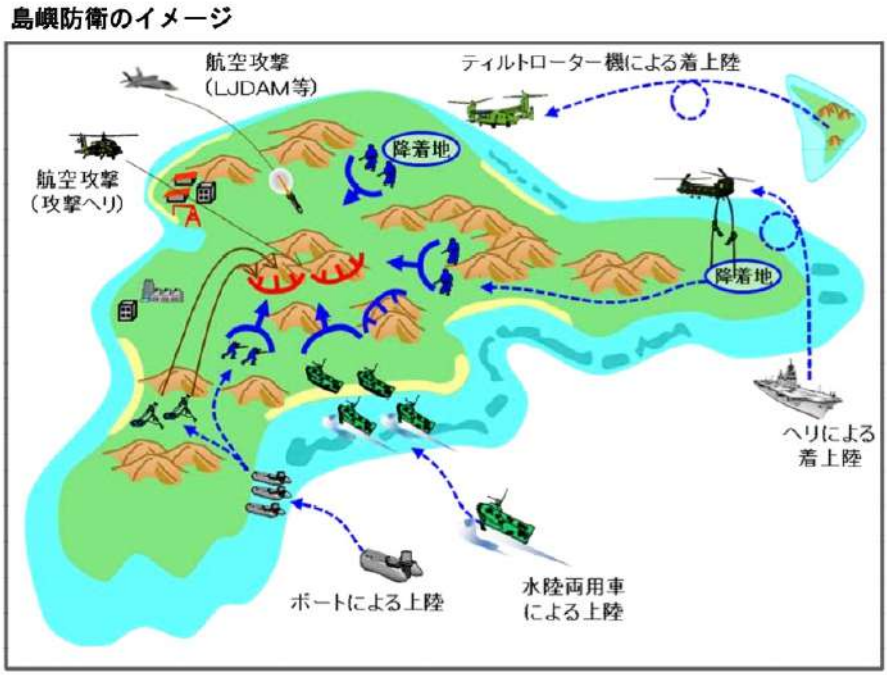

[2]

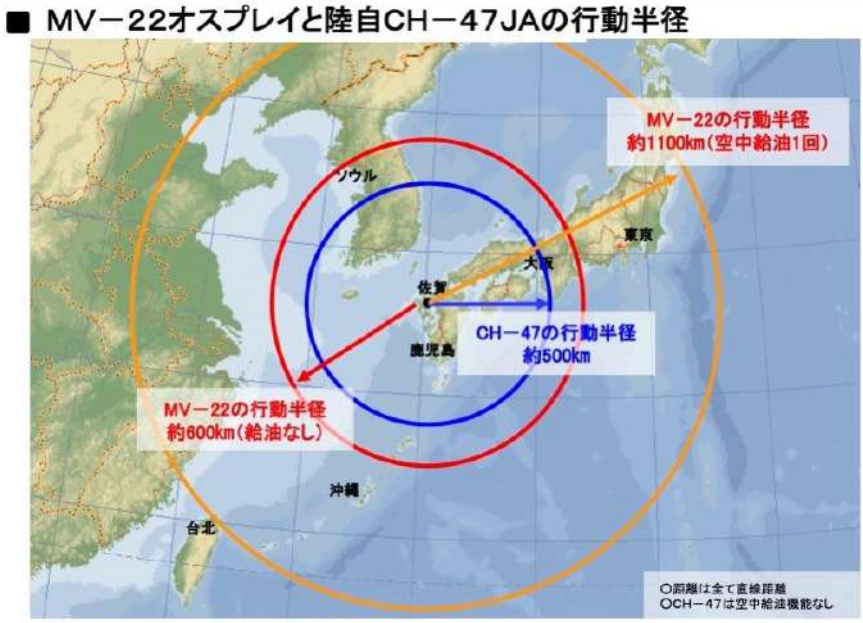

こちらに pdf があります。

http://ad9.org/osprey/